

# 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

## 管 理 障害福祉計画 数値指標

事業 No. 1	理解促進研修・啓発事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と方針	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
提供見込み	市関係各課やサービス提供者及び障害者団体等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有		有	有	有

事業 No. 2	自発的活動支援事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と方針	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動(災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援)に対して支援を行います。
提供見込み	事業目的に適った活動であるか精査を行い、安定した事業活動ができるよう支援します。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有		有	有	有

## 柱2

# 情報提供・相談，権利擁護体制の確立

## 管 理 障害福祉計画 数値指標

### (1) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援						
事業種別	相談支援関連						
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し，ケアマネジメントを行います。</li> <li>・障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し，ケアマネジメントを行います。</li> <li>・地域相談支援 地域移行支援・・・障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し，地域生活に移行するための相談や支援を行います。 地域定着支援・・・施設や病院から地域移行した人，単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し，常時の連絡体制を確保し，緊急時の対応を行います。</li> </ul>						
提供見込み	<p>「計画相談支援」は，障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を，「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し，セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は，障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する障害者の数を勘案し，対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は，単身世帯である障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者，地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し，対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに，基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで，サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>						
サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	284	305		336	353	370

障害児相談支援	人/月	97	103		113	119	125
地域移行支援	人/月	1	1		3	4	5
地域定着支援	人/月	2	1		20	30	40

事業 No. 2	相談支援事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害者(児)やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します(地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して 24 時間の相談受付・コーディネートを実施します)。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制作りの中心となる複数の地域生活支援拠点の中から 1 か所を基幹相談支援センターとして指定し、柏市自立支援協議会を活用してネットワークの構築に努めます。</p> <p>また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。</p>
提供見込み	<p>「障害者相談支援事業」は、市直営が1か所と民間事業者への委託も併せて実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。直営と委託を合わせて2018年度は6か所、2019年度は7か所、2020年度は8か所で実施します。地域生活支援拠点の事業者のうち1箇所を基幹相談支援センターとして指定し、自立支援協議会の運営も委託することで地域の体制作りの中心的な役割を担います。</p> <p>「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上など、相談支援体制の質の向上を図ります。「住宅入居等支援事業」についても、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含ませて実施します。</p> <p>成年後見制度については、これまでの実績を踏まえ、各年度で2人程度の利用者数の増加を見込みます。また、将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。</p> <p>「障害児等療育支援事業」は、2016年度に開設した民間の児童発達センターに業務を一元的に委託し、必要なサービス量の提供に努めています。</p>

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施力所	6	6		6	7	8
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有		有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有		有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5		20	22	24
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有		有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有		有	有	有

事業 No. 3	意思疎通支援事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
提供見込み	派遣事業は、民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し、窓口での手話通訳や手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する受付も行います。 手話通訳設置及び派遣の件数は、今後も需要が高まることが考えられるため、増加を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳設置事業	通訳者数	3	3		3	3	3
	相談件数/年	2,222	1,588		2,000	2,050	2,100
手話通訳者派遣事業	通訳者数	15	16		16	18	18
	派遣件数/年	742	765		812	836	861
要約筆記者派遣事業	筆記者数	15	15		15	17	17
	派遣件数/年	130	123		120	125	130

事業 No. 4	手話奉仕員養成研修事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
提供見込み	年度により受講者数に変動があるため、過去の実績に基づき、横ばいで推移するものと見込みます。しかし、2019年度からは、実施場所である教育福祉会館の耐震化等工事に伴い、代替受講場所を実施する予定であるため、減少を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	49	52		55	40	40

事業 No. 5	専門性の高い意思疎通支援事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた手話通訳者や要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
提供見込み	手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業は 2017 年度から 2018 年度及び 2019 年度から 2020 年度にかけて実施しますが、2016 年度の実績を参考に講習修了者数を見込みます。 盲ろう者向け通訳者・筆記者を養成するため、研修の量、内容の充実に努めます。 派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者養成研修事業	講習修了者	-	6		6	-	6
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	-	6		6	-	6
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	2	2		2	2	2
手話通訳者派遣事業	人/年	1	0		1	1	1
要約筆記者派遣事業	人/年	0	0		1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	2	2		2	2	2

事業 No. 6	点字・声の広報等発行事業
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	視覚障害者向けに『点字・声の広報』の発行を行います。
提供見込み	点字広報は、点字を読めるかたの数が増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度90件前後の横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
点字広報発行事業	発行部/月	30	28		20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	104	101		90	90	90

事業 No. 7	奉仕員養成・研修事業
事業種別	地域生活支援事業 その他の必須事業
概要と今後	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
提供見込み	養成・研修事業については、年度により受講者数に変動はありますが、過去の実績に基づき、10人前後の横ばいで推移を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	9	21		10	10	10
朗読奉仕員養成・研修事業(*)	人/年	-	-		-	-	10

(\*)「朗読奉仕員養成・研修事業」は3年に1度行います。

## 柱3 暮らしを支えるサービスの充実

### 管 理 障害福祉計画 数値指標

#### (1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
国の考え方	<p>① 施設入所者の地域生活への移行 2016 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>② 施設入所者の削減 2016 年度末時点の施設入所者数の 2%以上削減することを基本とする。</p>
市の目標	<p>本市では、2006 年度から 2016 年度の間に延べ 50 人(年平均 4.5 人)が地域生活へ移行していますが、移行対象者が少なくなるため、2013 年度までの 45 人(年平均 5.6 人)に比べ、2014～2016 年度は 5 人(年平均 1.5 人)と移行者も減少しています。国の指針では 2016 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することが基本的な考え方となり、移行対象者は 18 人となりますが、入所者や家族の意向を確認し、地域移行ありきにならない対応とするため、本市の実状に応じて 2018 年度～2020 年度の目標値を 5 人(2%程度)に設定します。2020 年度末時点の施設入所者数は新規入所者を加味しても 4 人(2%)減の 195 人とします。</p>

項目	数値	考え方
2016 年度末時点施設入所者数	199 人	◇2016 年度末時点施設入所者数
【目標値①】 2020 年度末までに地域生活へ移行する施設入所者数	5 人 (2.5%)	◇施設入所から自宅やグループホーム等へ移行した人の数
2020 年度末時点の施設入所者数	195 人	◇2020 年度末時点の施設入所者数
【目標値②】 削減見込み(削減率)	4 人 (2.0%)	◇差し引き減少見込み数

成果目標を達成するための活動指標
○柱2-1 「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」
○柱3-1 「居住介護等の訪問系サービス」
○柱3-2 「生活介護」
○柱3-3 「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」
○柱3-5 「短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)」
○柱3-6 「自立生活援助」
○柱3-7 「共同生活援助(グループホーム)」

- 柱3-8 「施設入所支援」【施設入所者の削減】
- 柱4-2 「就労移行支援」
- 柱4-3 「就労継続支援(A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型)」

事業 No. 2	地域生活支援拠点等の整備		
国の考え方	① 地域生活支援拠点等の整備 2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。		
市の目標	本市においては、2017年度までに2か所の整備を行っておりますが、市内の地域性や、より様々な障害に対する支援を可能にするため、以下の通り目標を設定します。		
	項目	数値	考え方
	<b>【目標値】</b> 2020年度末までに整備する地域生活支援拠点の数	4か所	新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。



## (2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援
事業種別	訪問系サービス
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</li> <li>・重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。</li> <li>・同行援護 視覚障害者(児)が移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。</li> <li>・行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</li> <li>・重度障害者等包括支援 介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。</li> </ul>
提供見込み	<p>居宅介護は年度ごとに約 2%の利用者数の伸びを、同行援護は約1%の伸びを見込みます。</p> <p>重度訪問介護及び行動援護は、各年度で 2 人程度の利用者数の増加を見込みます。</p> <p>重度障害者等包括支援は、これまでに利用実績はなく、市近隣でも提供事業所がないため、利用は見込んでいません。</p> <p>訪問系サービスは、障害者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、障害者の地域生活移行の推進や一部サービスの対象者の拡大が行われたことから、さらなる利用者の増加が見込まれるため、事業者に対して事業拡充や新規参入を促し、提供体制の確保に努めます。</p>

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問系合計	人/月	489	496		523	536	549
	時間/月	11,754	18,504		21,096	22,077	23,058
居宅介護	人/月	380	386		401	409	417
	時間/月	8,989	9,395		9,624	9,816	10,008
重度訪問介護	人/月	20	20		26	28	30
	時間/月	5,726	6,947		9,152	9,856	10,560

同行援護	人/月	79	80		82	83	84
	時間/月	1,784	1,965		1,886	1,909	1,932
行動援護	人/月	10	10		14	16	18
	時間/月	255	197		434	496	558
重度障害者等包括支援	人/月	-	-		-	-	-
	時間/月	-	-		-	-	-

事業 No. 2	生活介護						
事業種別	日中活動系サービス						
概要と今後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。						
提供見込み	提供事業所の増加により、年度ごとに4%の利用者の増加を見込みます。 利用日数については、過去の実績から1人あたり月20日利用するものとして算出しています。 生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。						

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人/月	553	574		620	645	671
	人日/月	11,158	11,727		12,400	12,900	13,420

事業 No. 3	自立訓練(機能訓練・生活訓練)						
事業種別	日中活動系サービス						
概要と今後	機能訓練は、身体障害者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。						
提供見込み	機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は2人の実績で推移しているため、第5期計画でも2人の利用を見込みます。 生活訓練は、16人程度を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から機能訓練は1人あたり月22日、生活訓練は1人あたり月19日で算出しています。機能訓練は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。						

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	3		2	2	2
	人日/月	22	39		44	44	44
自立訓練(生活訓練)	人/月	20	17		16	16	16
	人日/月	267	316		304	304	304

事業 No. 4	療養介護
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
提供見込み	24人の利用で推移すると見込みます。引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
療養介護	人/月	24	24		24	24	24

事業 No. 5	短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	自宅で介護する人が病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。
提供見込み	短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。支給決定者のうち 20%程度の人を見込んでいます。 利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり月約7日、医療型は1人あたり月約3日で算出しています。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所(福祉型)	人/月	112	119		130	136	143
	人日/月	772	782		910	952	1,001
短期入所(医療型)	人/月	3	11		13	14	15
	人日/月	8	38		39	42	45

事業 No. 6	自立生活援助(新規)
事業種別	居住系サービス
概要と今後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
提供見込み	国の指針における対象者は、施設や病院から地域移行した障害者や、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者と地域定着支援とほぼ同いため、地域定着支援と同数の利用を想定します。2018年度から新サービスのため、提供事業所数が増えるように働きかけを行います。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	-	-	-	20	30	40

事業 No. 7	共同生活援助(グループホーム)
事業種別	居住系サービス
概要と今後	共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
提供見込み	共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに7%の利用者の増加を見込んでいます。提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	202	214		245	262	280

事業 No. 8	施設入所支援
事業種別	居住系サービス
概要と今後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
提供見込み	施設入所支援は、2020年度までに2016年度末の実績(199人)の2%以上の人数を減らすことが目標のため、2020年度の利用者を195人と見込みます。障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
施設入所支援	人/月	193	199		197	196	195

事業 No. 9	日常生活用具給付等事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・訓練支援用具・・・身体介護を支援する用具や訓練用具 例)特殊寝台, 特殊マット, 訓練用ベッド</li> <li>・自立生活支援用具・・・入浴, 調理, 移動など生活の自立を支援する用具 例)入浴補助用具, 移動支援用具, 聴覚障害者用屋内信号装置</li> <li>・在宅療養等支援用具・・・在宅療養等を支援する用具 例)電気式たん吸引器, 盲人用体温計</li> <li>・情報・意思疎通支援用具・・・情報収集, 情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例)ファックス, 人工喉頭, 点字器</li> <li>・排泄管理支援用具・・・排泄管理を支援する衛生用具 例)ストマ用装具, 紙おむつ</li> <li>・住宅改修費・・・居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例)手すり設置</li> </ul>
提供見込み	これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、横ばいで推移すると見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件/年	22	22		22	22	22
自立生活支援用具	件/年	43	40		43	43	43
在宅療養等支援用具	件/年	48	55		50	50	50
情報・意思疎通支援用具	件/年	46	51		55	55	55
排泄管理支援用具	件/年	673	694		751	781	812
住宅改修費	件/年	5	8		7	7	7

事業 No. 10	移動支援事業(外出介護事業)
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
提供見込み	障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月18時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
移動支援事業	人/月	311	316		329	335	342
	時間/月	5,785	5,263		5,922	6,030	6,156

事業 No. 11	地域活動支援センター事業
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
提供見込み	実施か所数及び利用者数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域活動支援センター事業	実施か所(市内)	9	8		6	6	6
	実施か所(市外)	7	5		9	9	9
	人/月(市内)	213	179		180	180	180
	人/月(市外)	16	12		12	12	12

事業 No. 1 2	日中一時支援事業
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
提供見込み	地域生活の移行推進に伴い、利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるよう、提供する事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
日中一時支援事業	人/月	309	294		306	312	318
	人日/月	1,581	1,434		2,142	2,184	2,226

事業 No. 1 3	訪問入浴サービス事業
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
提供見込み	利用者数は各年度で2人程度の利用者数の増加を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問入浴サービス事業	人/月	31	32		36	38	40
	人日/月	132	158		180	190	200

## 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

### 管 理 障害福祉計画 数値指標

#### (1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設から一般就労への移行等		
国の考え方	① 福祉施設から一般就労への移行者数	2020 年度中に 2016 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。	
	② 就労移行支援事業の利用者数	2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 2016 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。	
	③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	2020 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。	
	④ 職場定着率	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。	
市の目標	本市においては、支援員のスキルアップ向上や、新たに設定された職場定着支援の拡充により、障害者の就労支援の底上げを図ります。		
	項目	数値	考え方
	スキルアップ研修	2 回/年	ビジネスマナーの習得や、事例検討により、支援員のスキルアップを図る
ジョブコーディネータ養成講座	1 回/2 年	就労者の相談対応や企業支援を担う人材を養成し、職場定着支援を推進する	
項目	数値	考え方	
2016 年度一般就労移行者数	60 人	◇福祉施設から一般就労した人数	
【目標値】2020 年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	69 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割を想定	
2016 年度末の就労移行支援事業利用者数 [A]	96 人	◇2016 年度末の就労移行支援事業利用者数	
2020 年度末の就労移行支援事業利用者数 [B]	115 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数	
【目標値】増加見込み(B-A)	19 人	◇就労移行支援事業利用者の増加数	



【目標値】2020 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所割合	5 割以上	◇就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	◇就労定着支援による支援開始 1 年後に職場定着している利用者の割合
成果目標を達成するための活動指標		
○柱4-1 「就労定着支援」 ○柱4-2 「就労移行支援」 ○柱4-3 「就労継続支援(A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型)」		

## (2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	就労定着支援(新規)
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
提供見込み	福祉施設から一般就労移行者の 8 割程度が利用し、1 人あたり週 1 日(月 5 日)程度の支援を受けると想定します。2018 年度から新サービスのため、提供事業所数が増えるように働きかけを行います。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労定着支援	人/月	-	-	-	-	51	54
	人日/月	-	-	-	-	255	270

事業 No. 2	就労移行支援
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
提供見込み	就労移行支援事業の利用者数は、2020年度に、2016年度末実績(96人)から2割以上増加させることを目標にすることから、115人の利用を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月17日で算出しています。また、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を5割以上とする目標を達成するため、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労移行支援	人/月	99	96		105	110	115
	人日/月	1,770	1,614		1,785	1,870	1,955

事業 No. 3	就労継続支援(A[雇用]型・B[非雇用]型)
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	<p>A[雇用]型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>B[非雇用]型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p>
提供見込み	<p>A[雇用]型及びB[非雇用]型ともに、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとに5%の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>利用日数については、過去の実績から「A[雇用]型」は1人あたり月19日、「B[非雇用]型」は1人あたり月17日で算出しています。障害者の就労の場として、就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。</p>

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労継続支援(A[雇用]型)	人/月	78	96		106	111	117
	人日/月	1,585	1,867		2,014	2,109	2,223
就労継続支援(B[非雇用]型)	人/月	410	418		460	483	508
	人日/月	7,225	7,458		7,820	8,211	8,636

# 柱5 子どもの成長への支援

## 管 理 障害福祉計画 数値指標

### (1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	障害児支援の提供体制の整備等		
国の考え方	① 児童発達支援センターの設置	2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。	
	② 保育所等訪問支援事業の開始	2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	
	③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の開始	2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	
	④ 協議の場の設置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。	
市の目標	本市においては、全項目について設置及び開始済です。活動指標については、保育所等訪問事業は事業 No.5、児童発達支援事業所については No.3、放課後等デイサービスについては No.4 に、別途掲載しています。		
	項目	単位	2020 年度
	児童発達支援センター	設置有無	有
	保育所等訪問支援事業	開始有無	有
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業	開始有無	有
協議の場	設置有無	有	

成果目標を達成するための活動指標

- 柱5-1 「居宅訪問型児童発達支援」
- 柱5-2 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」
- 柱5-3 「児童発達支援・医療型児童発達支援」
- 柱5-4 「放課後等デイサービス」
- 柱5-5 「保育所等訪問支援」
- 柱5-6 「障害児相談支援」

## (2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	居宅訪問型児童発達支援(新規)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児の居宅を訪問し、日常生活にける基本的な動作の指導, 知識技能の付与等の支援を行います。
提供見込み	利用者は1名程度で週1日(月5日)程度の支援を受けると想定します。児童発達支援事業所に参入を働きかけます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用児童数	人/月	-	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	-	5	5	5

事業 No. 2	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター(新規)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
提供見込み	研修の実施主体である県と連携し、相談支援専門員へ研修受講を働きかけコーディネーターの増加に努めます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
配置人数	人/月	-	-	-	5	6	7

事業 No. 3	児童発達支援・医療型児童発達支援
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	<p>児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。</p>
提供見込み	<p>児童発達支援は、療育に対するニーズが今後ますます高まることが考えられるため、年度ごとに5%前後の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>医療型児童発達支援は、27人前後で利用者が推移すると見込んでいます。</p>

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人/月	155	205		226	237	249
	人日/月	1,642	2,111		2,260	2,370	2,490
医療型児童発達支援	人/月	25	27		27	27	27
	人日/月	199	169		216	216	216

事業 No. 4	放課後等デイサービス
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。
提供見込み	<p>利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに10%前後の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月9日利用するものとして算出しています。</p>

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
放課後等デイサービス	人/月	407	491		648	712	784
	人日/月	4,564	5,729		5,832	6,408	7,056

事業 No. 5	保育所等訪問支援
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まることが見込まれます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月1.2日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
保育所等訪問支援	人/月	33	34		36	37	38
	人日/月	34	39		43	44	46

事業 No. 6	障害児相談支援
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
提供見込み	障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	人/月	97	103		113	119	125



事業 No. 7	福祉型障害児入所施設
事業種別	障害児福祉サービス・障害児支援
概要と今後	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
提供見込み	未定稿(千葉県から案が届く予定)

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用児童数	人/月	-	-	-	○	○	○
	人日/月	-	-	-	○	○	○

事業 No. 8	医療型障害児入所施設
事業種別	障害児福祉サービス・障害児支援
概要と今後	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うとともに、福祉サービスに併せて治療を行います。
提供見込み	未定稿(千葉県から案が届く予定)

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用児童数	人/月	-	-	-	○	○	○
	人日/月	-	-	-	○	○	○

## 柱6 健康・医療体制の充実

### 管 理 障害福祉計画 数値指標

#### (1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	入院中の精神障害者の地域生活への移行
国の考え方	<p>① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p> <p>③ 精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上, 65 歳未満) 2020 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上, 65 歳未満)を, 国が提示する推計式を用いて設定する。</p> <p>④ 精神病床における早期退院率(入院後 3 か月時点, 6 か月時点, 1 年時点) 2020 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上, 6 か月時点の退院率を 84%以上, 1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	<p>数値目標については県が定める事項となりますが, 入院している精神障害者が地域生活等(自宅, グループホーム等)へ移行するに当たっては, 地域移行支援・地域定着支援をはじめとして, 障害福祉サービスの提供等, 支援を行う必要があります。</p> <p>県や医療機関と連携を図ることにより, 退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p>

成果目標を達成するための活動指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>○柱2-1 「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」</li> <li>○柱3-3 「自立訓練(生活訓練)」</li> <li>○柱3-5 「短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)」</li> <li>○柱3-7 「共同生活援助(グループホーム)」</li> <li>○柱4-2 「就労移行支援」</li> <li>○柱4-3 「就労継続支援(A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型)」</li> </ul>

## (2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	生活訓練等事業
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と方針	在宅の心身に障害を有する方に対し、日常生活の質の向上及び社会的自立を促すことを目的とした事業等を行います。また、2019年度からは、実施場所である教育福祉会館の耐震化等工事が予定されているため、これに合わせて実施内容等の見直しを予定しております。
提供見込み	民間サービスの充実により、利用者に大きな増減はなく、横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第4期実績			第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活訓練等事業	人/年	91	61		50	50	50